ベトナム在留のための「安全の手引き」

I はじめに

- 1 この手引きは、次の点を踏まえて作成しています。
- (1)対象とする主な読者:主として、ベトナム大使館館管轄区域(ザーライ省及び ビンディン省以北の地域)の在留邦人。
 - ※ 住所又は居所を定めて滞在することを"在留"といい, 在留する日本人を"在 留邦人"と呼びます。
- (2)位置付け及び構成:外務省の「海外安全ホームページ」に掲載する地域情報「ベトナム」,「海外安全お役立ち情報」等を相互に補完するものとして作成しています。この手引きでは、特に「防犯」及び「緊急事態対処」に関し、ベトナムの事情に応じた内容を記載します。
 - I はじめに
 - Ⅱ 防犯の手引き
 - Ⅲ 交通事情·交通事故対策
 - Ⅳ 緊急事態対処マニュアル
 - V 緊急連絡先等
- (3)注意事項:この手引きは、在ベトナム日本国大使館管轄区域について記載していますが、当館の入手する情報は、当館が所在し、在留邦人が多く、各種情報を入手しやすいハノイ市周辺に関することに集中する傾向があることから、ハノイ市周辺以外の地域の事情に必ずしも適合しない内容を含むこともあり得ます。ハノイ市周辺以外の地域にお住まいの方におかれては、この点に関しご理解いただきますようお願い申し上げます。
- 2 当地の在留邦人を含む外国人の安全確保は、一義的にはベトナム政府が責任を有しています。当館は、邦人保護の観点から、安全対策や不幸にも発生してしまった被害に関して、ベトナムの法令等に従って適切に解決が図られるよう可能な範囲で支援を行っています。
- 3 在留邦人の安全の確保に関しては、邦人コミュニティにおいて互いに協力し合い、 注意を呼び掛け合うことが大切です。この手引きに掲載する内容は、皆様から寄せ られる情報も活用したものです。お気づきの点、ご自身の経験談、安全に関する事 等について、情報を提供いただける方がおられましたら、メールや電話等により、 随時当館宛にご連絡いただけますようお願いいたします。

Ⅱ 防犯の手引き

- 1 防犯の基本的な心構え
- (1)当地においては、世界各地で見られる犯罪手口と同様の手口のものや他国では あまり見られない手口の犯罪も発生しています。このことから、ベトナムのみな らず周辺各国や世界各国で発生している犯罪手口を事前に知っておくことは大変 有益であることから、海外安全お役立ち情報の「海外安全劇場」(<u>こちら</u>)及び

「海外邦人事件簿」(<u>こちら</u>)をご一読ください。

- (2) 総論
 - ア ベトナムでは、日本と概ね同様の一般的な権利の侵害行為(身体及び財産への加害等)は、犯罪に当たるとされています。また、犯罪の処罰等の手続についてはベトナムの刑事訴訟法に定められています。
 - イ 一般的な犯罪被害については、警察において取り扱うこととされており、犯 罪発生場所を管轄する警察署に届け出ることとなっています。保険請求等に必 要な場合には、警察に届出したことを証明する文書の発行を要請することがで きます。

なお、ベトナムにおいて犯罪被害の届出をする場合には、ベトナムの法律で 犯罪と言える行為が実際に引き起こされたかどうかを確認する「立件」という 手続があり、届出が受理されるまでに時間(1日~1か月程度)がかかるだけ でなく、場合によっては受理すらされないこともあります。

現場の警察官は、ベトナム語しか通じない者がほとんどです。届出に際して は、職場の同僚(現地職員)の協力を得る、宿泊先ホテルの従業員の協力を得 る等、ご自身で通訳を手配してください。

- ウ 犯罪被害者の権利を保護するため、弁護士法に基づいた資格を有する弁護士 に依頼して、法律上の手続を代理してもらうことも可能です。依頼する場合は、 依頼者が個別に弁護士と契約することとなります。
- エ ベトナムにおいては、現在も法的インフラの整備が進められている過程であることから法制度が十分に機能しないこともあり得ます。また、言語、社会習慣の違いから、被害届の受理、捜査の進捗、被害者への支援、相応の忍耐を要求する場合もあります。
- オ これ以外の犯罪に対する一般的な"心得"については、「海外赴任者のため の安全対策小読本」も併せてご覧ください(こちら)。
- (3) 個別リスク
 - ア 銃器・爆発物等

銃器は一般的に所持が規制されています。しかし,戦争時代に残されたもの, 外国からの密輸,国内における密造,少数民族による所有等が散見され,銃器 の違法所持及び銃器を使用した殺人,強盗事件等が発生しています。

爆発物も所持や製造などが規制されていますが,建設現場等から爆発物や爆 発物の原材料などが横流しされるなど,規制が十分でないとする話もあり,爆 発物を用いた強盗,殺人・傷害等の事件が発生しています。

イ 麻薬等

麻薬等を生成,運搬(密輸),販売,他人に使用する等社会に拡散させる行 為や利益を得る行為等,薬物犯罪は厳しく規制されています。

特に、当地を行き来する外国人が、親しくなった人物から知人への荷物の引 き渡しを頼まれ、当地へ持ち込み又は当地から持ち出そうとした際、荷物の中 から違法薬物が発見され、麻薬等の密輸罪で逮捕されるという事案が見られま す。当地では薬物に対する処罰が日本より厳しく、薬物に限らず、禁制品の密 輸の片棒を担ぐことになると重罪に問われるおそれがありますので、安易に他 人の荷物を引き取らないようご注意ください。 ウ インターネット・クレジットカード犯罪等

インターネットが相当程度普及しており、オンラインによる決済等も一部で 可能となっています。オンライン決済の普及に伴い、不正アクセス等による商 品購入等の不正使用事案が発生しています。またクレジットカードやキャッシ ュカードのスキミング事案も発生していますので、ご注意ください。

エ 汚職

汚職は社会問題化しており、ベトナム当局も対策を強めており、毎年複数の 事件が摘発されています。

才 犯罪組織等

当地には、日本の暴力団のような犯罪組織はありませんが、麻薬・武器取引, 密輸,経済活動への干渉(契約・取引の強要や金融取引,不動産取引,労使紛 争への介入等)に関与する犯罪者の集団が活動しています。す。

2 当地における最近の犯罪発生状況

- (1) 2018年中の犯罪件数は次のとおりです。
 - ア 犯罪検挙件数:4万3,826件被逮捕者数:8万7,769人
 - イ 経済犯罪検挙件数:2万2,684件
 - ウ 薬物犯罪検挙件数:2万4,552件
 被逮捕者数:3万7,842人
 薬物押収量:ヘロイン1,337キロ,コカイン137キロ,アヘン196キロ、マリファナ254キロ、合成薬物1,800キロ(約140万錠)

(2)凶悪犯罪(殺人,強盗,強姦、誘拐),粗暴犯罪(暴行,傷害,脅迫,恐喝), 窃盗犯罪(すり,ひったくり,空き巣),知能犯罪(詐欺,横領,カード偽造,贈収 賄等)及び風俗犯罪(賭博,売春)などについて,日々事件報道されています。

報道等を通じて得られる情報を基にした2018年のベトナム国内における (罪種別)犯罪の発生が認められる主なものは次のとおりです。

- ア 殺人・同未遂等
- イ 強盗・同未遂等:邦人被害情報あり。
- ウ 誘拐・人身売買:邦人被害情報あり。
- エ 傷害・暴行:邦人被害情報あり。
- オ ひったくり:邦人被害情報あり。
- カ スリ・置引き:邦人被害情報多数あり。
- キ 忍び込み, 空き巣等:邦人被害情報あり。
- (3)最新の犯罪情勢等については、当館において四半期ごとに更新している「海外 安全対策情報」も併せてご覧下さい(こちら)。
- (4) 一般的なテロ情勢等については次のとおりです。テロ・反日,誘拐等の対策に ついて,詳しくは「テロ・誘拐情勢」をご覧ください(<u>こちら</u>)。
 - ア 平成30年2月から平成31年2月までの間,テロの発生はみられません。 また,ベトナムに対するテロの実行を呼び掛ける声明等は認められません。
 - イ 一般的に対日感情は非常に良好ですが、当地にはアジア各国からの滞在者、 旅行者がおり、外的な反日的気運の高まりによっては、第三国人による反日活

動の可能性が高まることも予想されるので注意が必要です。

- 3 防犯のための具体的注意事項
- (1)防犯における最大の優先事項は「生命・身体の安全」です。「物」は代替がき きますし、場合によっては補償を受けることも可能です。万が一、犯罪被害に遭 われた際には、常に生命・身体の安全を最優先に行動してください。
- (2)防犯という言葉には、次の3つの手段が含まれています。
 - ア 予め犯罪に遭遇する可能性(条件)を回避する。
 - イ 犯罪に遭遇した場合に被害者とならない又は被害を最小限に抑える工夫をす る。
 - ウ 発生してしまった犯罪被害の回復措置を講じる(保険等による物的補償,犯 人の処罰請求(警察への届出)による心的ストレスの回復等。)。
- (3)住居
 - ア 「海外赴任者のための安全対策小読本」に掲載する内容の設備を備えておく ことが効果的ですので、ご一読下さい(<u>こちら</u>)。

当地においても、犯罪に遭遇する可能性を避けるためには、外国人が多く住む地域でセキュリティ設備の整った集合住宅に住むことが理想的と考えられます。ただし、その場合であっても外国人の居住する地域においては、戸建て住宅を狙った窃盗事件が発生しているほか、集合住宅では従業員やその手引きによる盗難事件が発生していることに留意する必要があります。

イ 最近では、ベトナム人居住地域と密接する場所に住居を定める在留邦人も見 られます。

ハノイ市の都市部では、鉄筋コンクリート・一部レンガ造・複数階の集合住 居が一般的です。間口が狭い長屋型で、複数の壁面が隣家と接しています。同 一建物内の各階又は各部屋ごとに世帯が入居していると推察されます。このよ うな状況から、次のような対策が必要です。

- (ア)隣家との狭い隙間を利用した、いわゆる"壁伝い"の方法により、建物の高い位置にある窓などの開口部からも侵入されることがあります。開口部の確実な施錠、開口部への格子設置、ガラスへの破壊防止フィルム貼付措置等を講じてください。
- (イ) 居室入口の鍵を長年変更しておらず、過去の住人等がそのまま鍵を所有している場合や施錠したはずのシリンダー錠がちょっとしたコツで開錠されてしまうことがあります。入居時の鍵の交換、頑丈な閂(かんぬき)及び南京錠の設置等の措置を講じてください。
- ウ 当地において盗難被害を補償する保険も販売されております。必要に応じて 契約し、被害回復リスクを軽減しましょう。また、配電設備の老朽化・鼠咬・ 埃の蓄積等による火事への脆弱性が指摘されており、この点も注意が必要です。
- (4)外出時
 - ア 当館に寄せられた情報を基に在留邦人の皆様において,外出中注意していた だきたい事例は次のとおりです。
 - (ア)新規オープンしたショッピングモール、イベント会場、路線バス等の混雑 箇所におけるスリ

現金等は複数に小分けにして持つとリスクを軽減できます。大切な物はバ ッグや上着のチャック付き内ポケット等に身につけるようにしてください。 刃物でバックを切られる手口も散見されることから、バックを身体の前に抱 えて常に監視できる状態にする、または混雑した場所を避けるなど盗難リス クの回避に努めてください。また、夜間の繁華街の路上で近付いてきた女性 にいきなり抱きつかれ、その間に金品をすられたというケースも報告されて います。見知らぬ者が近寄ってきた際は、スリのリスクがあることを念頭に おき身体に接触させない等十分にご注意ください。

- (イ) 路上におけるひったくり
 - オートバイが背後から追い抜きざまに所携のバッグをひったくる手口が発 生しています。携行品を道路側に持つことは避けましょう。肩掛けかばんや 持ち運びが便利な手提げかばん等はひったくりに遭うリスクを高めます。ま た,つり紐を用いたものは引っ張られて転倒する可能性があり特に危険です ので十分ご注意ください。さらに、路上を歩いている途中に時折付近を見回 す等常に周辺を警戒する素振りを見せることでリスクを軽減することがで きます。
- (ウ) タクシートラブルから派生する事件

行き先地と異なる場所で停車し目的地まで行くための追加料金を要求され たり、当地通貨の桁が多いことに乗じて、一桁多い金額を請求されたりする 事案も散見されます。普段からよく見かける信頼できる会社のタクシーを利 用するとともに、仮に信頼できる会社のタクシーであったとしてもトラブル 防止のため、乗車時にタクシーのナンバー等を確認してください。万一、ト ラブルが生じた場合には、身辺の安全確保を最優先し、状況に応じて事後に タクシー協会等に連絡して必要な措置を講じてください。

> ハノイ・タクシー・ホットライン(ハノイ・タクシー協会) (024) 3771-0851, (024) 3852-5252

イ 万一,外出先でトラブルが生じた場合には、ベトナム当局が提供する仕組み を利用することができます。ベトナム文化・スポーツ・観光省では、ハノイ市 とホーチミン市の空港や市街地などに外国人用ツーリストデスクを設置して います。デスクは全国から電話で利用でき、外国人をサポートしてくれます。 (英語、中国語、フランス語での対応可能)

ツーリスト・サポート・デスク:094-133-6677(24時間)

(5) その他

このほかに当館に寄せられた情報を基に, 在留邦人の皆様において気を付けて いただきたい事例は次のとおりです。

ア 現金を貸した相手が雲隠れするケース

現金を貸した邦人又はベトナム人が雲隠れするケースが見られます。手口は 給料前を理由とした生活費の寸借,生活困窮への支援,闘病中の家族への支援, 交際中の異性からの要求, 開業への支援等が見られます。

会って間がない邦人やベトナム人からの金銭貸借の申し入れには特にご注意 ください。

- イ ベトナム人社員による会社資金の不正使用 ベトナム人社員を責任ある地位に就けた途端,書類の改ざん,取引先の変更 (キックバックのため),手当の不正受給,経費水増し等が行われるケースが 見られます。信頼しているベトナム人社員であっても,普段の動静に配意し, 事務や経理を任せきりにしないようご注意ください。
- ウベトナム人パートナーとのトラブルに伴う事件(暴行,脅迫,監禁等) 合弁を組んだベトナム人パートナーとの間で,資本の変更,株式の譲渡,投 資設備の返還等をめぐりトラブルが生じた際,数人に取り囲まれて内容の分か らないベトナム語の書類にサインを強要される,襲撃(暴行)に遭う,出国で きないように画策される(当地では刑事責任を審問されている(容疑を掛けら れている)場合や越当局決定・行政違反制裁等の義務不履行,民事被告等に該 当する外国人が出国を差し止められることがあります。)事案が見受けられま す。ベトナム人パートナーの言うことのみを信用したり,業務を任せきりにし たりせず,仮に越人パートナーに不審感があればそのまま案件を放置すること なく,双方が納得するまで話し合うなど早めの解決に努めてください。
- エ 親しくなった人物からの荷物の輸送依頼 たとえ親しくなった人物からであっても、中身の分からない荷物を持ち運ぶ ことは絶対に行わないでください。知人から搬送を頼まれた荷物の中に違法な 薬物が入っており、出入国の過程で発覚、逮捕されて裁判の結果、麻薬等の密 輸の罪で死刑判決を受ける外国人がいます。
- 才 売買春

売春は犯罪行為です。都市部には、売春やわいせつ行為を目的として営業しているバーやカラオケなどが存在しています。また、一部の地方には売春宿が 集まる地域も存在しており、在留邦人とトラブルになるケースも見受けられま す。売春は犯罪行為であることを再応認識して頂くとともに、当局も取締りを 強化していますので、責任ある行動に努めてください。

Ⅲ 交通事情と事故対策

- 1 当地の交通事情一般
- (1) 概況

経済成長に伴い、人口が著しく増加し、それに伴ってバイクや乗用車などの車 両も年々増加していることから主に都市部を中心に渋滞及び交通事故が深刻化し ています。車両の運転には運転免許が必要であり、一般的な交通規則は当地の道 路交通法により定められています。しかし、交通インフラが車両の増加に追いつ いていなかったり、一般市民の交通ルールに関する理解が十分でない状況が見受 けられます。都市部では、信号や道路標示が適切に整備された場面等において、 徐々に運転手が規制に従う傾向が見られますが、全般的には遵法意識が低く弱者 優先、譲り合いといったマナーについても根付いていないのが現状です。

他方,郊外では渋滞は少ないものの,スピードが出せるために一旦事故が発生 すると,被害が大きくなる傾向が見られます。

(2) 交通事故の発生状況

2018年中の発生は次のとおりです。

ア 件数:18,736件

イ 死者数:8,248人

- ウ 負傷者数:1万4,802人
- 2 事故対策
- (1)ベトナム政府は国家交通安全委員会を組織し、交通安全政策に取り組んでいます。交通インフラの整備、交通安全教育、取締りの推進等に取り組んでおり、交通事故の発生件数や死傷者数は、減少傾向にあります。しかし、ベトナム政府が発表している数値は、必ずしも日本警察が発表している数値と同じ統計方法を用いているとは限らないことを念頭におき、当地の交通事情に合わせた慎重な行動が必要です。
- (2)ベトナムの交通事情を鑑みれば、公共交通機関、タクシー、運転手付きの自家 用車等の利用をお勧めします。また生活する上で、道路を横断することは避けら れません。次の点に十分注意して、交通安全を心掛けてください。
 - ア ベトナムの道路事情への対応

ベトナムでは、ロータリーや右折可(信号に関係なく安全が確認できればい つでも右折してよい)等の交差点が見られます。都市部における一方通行規制 や時間帯による車両通行規制も多く見られます。ベトナム人の中には、これら の場面において交通ルールに従わず、無理矢理割り込みする者や逆走する者等 がいます。

また歩道をバイクが走行したり、歩道自体がバイクの駐輪場と化しており、 歩行者が歩道を歩けない場面が見受けられる他、歩行者が道路を渡りきらない うちに信号が変わってしまうこともしばしばあります。特に歩行者が道路を横 断する場合は、向かってくる車両のみに注意するだけでなく、あらゆる方向か ら近付いてくる車両にも注意しなければなりません。

イ ベトナムの法律の遵守

当地では、日本国の運転免許証又は国際運転免許証は有効ではありません。 自動車又はバイクを運転する場合には、必ずベトナムの運転免許を取得してく ださい(日本の運転免許証から切替えが可能。)。また、当地においても、無 免許、飲酒(酒気帯び)運転、速度超過、信号無視等の行為は交通違反です。 そのほか、オートバイ乗車時にはヘルメットの装着も義務付けられています。 ベトナムで車両を運転する場合は、必ず当地の交通法規を遵守してください。

ウ保険への加入

国が定める強制保険の制度はありますが、補償額が少額であることから、事 故が発生した際の保障が不十分であるとの指摘があります。また保険期間終了 後、被保険者に通知がないため、契約者本人が気をつけていないと無保険のま まであることも多いと指摘されています。強制保険の不足分を補う任意保険も 当地で販売されていますので、強制保険に必ずご加入の上、ご自身の条件に合 わせて任意保険への加入も是非ご検討ください。

エ 事故発生後の対応

交通事故が犯罪に該当するものでない場合や軽微な交通事故である場合など は、事故の解決は当事者間の示談で行われるケースがあります。交通事故の示 談では双方の言い分がすれ違うこともありますので,無用の議論を避けるため にも,軽微な交通事故であっても,なるべく事故現場へ交通警察官の派遣を要 請することやドライブレコーダー(車載カメラ)等の器材を車両に備え付ける こともご検討ください。

オ 交通事故の警察への届出

交通事故が発生した場合,それが人身事故である場合には警察に届け出なけ ればなりません。物損事故の場合には,故意により一定以上の損害が生じ又は 過失により重大な損害が生じた場合には,警察に届け出る必要がある場合があ ります(ただし,接触した,転倒した程度の事故が警察に届け出されない場面 も日常的に見られます。)。

交通事故が発生した現場の土地柄(農村,少数民族居住地等)によっては, 多数の群衆に囲まれることがあります。また,当事者の一方が外国人であると 分かった場合,同胞意識の高さから,責任の多寡にかかわらず,外国人側が一 方的に反感を買うこともあります。群衆から襲撃されそうな気配を感じた場合 は、すぐに現場を離脱して身の安全を確保した上,事後に警察に届け出る等, 臨機応変な対応をすることもやむを得ない場合があります。

交通警察官はベトナム語しか通じない者がほとんどですので, 交通事故の処 理に際しては, 職場の同僚などベトナム語を理解する方の協力を得る等ご自身 で通訳を手配し, 交通警察官との円滑な意思疎通に努めてください。

Ⅲ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1 平素からの準備と心構え

<u>緊急事態発生時の安否確認は、「在留届」に記載された情報を基礎として行いま</u> <u>す。在留邦人の方は、必ず「在留届」を提出ください。また、在留届は常に最新の</u> <u>状況が反映されることが必要となりますので、転出や変更があった場合も速やかに</u> お届けください。

<u>また当地から,旅行や出張などで他国へ訪れる際は,是非「たびレジ」にご登録く</u> ださい。訪問国の日本大使館から安全情報を入手できるだけでなく,緊急事態が発 生した場合には,安否確認にも利用できるなど,皆様の安全対策に様々なメリット があります。

- 2 在留時のリスク
- (1)総論
 - ア この「安全の手引き」において,緊急事態とは主に次の事項を想定していま す。
 - (ア)大規模自然災害(地震,津波,風水害,等で多数の死者,行方不明者を伴うもの)
 - (イ)重大事故(海上,航空,鉄道,道路等に関する事故で多数の死者,行方不明者を伴うもの,有害な物質等の流出・拡散事故,大規模な火災,爆発事故等で影響が広域,多数者に及ぶもの等)
 - (ウ) 重大事件(ハイジャック,人質・誘拐,テロ,大規模なデモや騒乱,暴動 等)
 - (エ) 武力攻撃事態(国外からの武力攻撃,内戦等)

(オ) その他(感染症のパンデミックで多数の死者を伴うもの等)

- イ 防災の観点から、「自助・共助・公助」の考えに基づいて行動することが効 果的であるとされています。このことは、緊急事態対処においても同じです。
 - (ア)自助:日ごろから生活必需品の備蓄や所持品の点検・整理を行い、予め緊急事態の発生に備えてください。緊急事態発生時には速やかに安全な場所に 避難する等、まずは自分の身は自分で守りましょう。
 - (イ)共助:同じリスクを共有する者同士が互いに助け合うことをいいます。勤務先等や地域における協力、さらには子供やお年寄りなどの弱者への支援等、周りの人たちと連携・協力し、相互に助け合いましょう。
 - (ウ)公助:国等の公的機関が行う支援のことをいいます。緊急事態の発生に際しての安否確認に関する支援,旅券の緊急発給に関する支援,国際救助活動・救援物資の輸送,外国への便宜要請等を行います。
- (2) 個別リスク
 - ア 大規模自然災害

当地では主に、台風及び洪水の災害リスクがあるとされています。また北部 では複数の断層が確認されており地震のリスクがあるとされているほか、中部 沿岸地域はマニラ海溝で地震が発生した場合の影響による津波のリスクがあ るとされています(アセアン災害リスク管理イニシアチブ、国連報告書。)。

イ 重大事故

遊覧船の沈没事故等の水難事故,バスの交通事故等の発生が散見されます。 特に遊覧船等を利用する場合は,営業許可を適切に取得している等信頼のおけ る業者を利用してください。

ウ 重大事件

現在のところ反政府武装勢力による蜂起は認められません。また、ベトナム に対するテロ攻撃を呼び掛ける声明等は認められません。このほか、国家の統 治及び社会の安寧秩序を著しく不安定にするような差し迫った事態は認めら れません。

エ 武力攻撃事態

周辺国との間で領土などに関する問題が存在しますが,武力衝突などの差し 迫った事態は認められません。

- オ その他(感染症のパンデミックで多数の死者を伴うもの等) 麻疹やインフルエンザなどが流行するなどの状況は認められますが、パンデ ミックとなるような差し迫った事態は、近年、認められません。
- (3) 緊急連絡先の確認
 - ア ベトナム当局

ベトナムに滞在する外国人に関する事項全般については、各級人民委員会外 務局が担当することとされています。また邦人保護に関し、実際に現場で活動 するのは各市、省の人民公安(警察)となります。このため、2つの機関は非 常に重要です。

イ 日本国大使館

緊急事態への対処においては、早い段階での情報入手が極めて重要です。緊 急事態の兆しや緊急事態発生の情報がある場合には速やかに大使館へも情報 提供してください。

- ウ 日本国内の緊急連絡先
 - 緊急事態の発生地域や種類によっては,通信インフラが壊滅するなど電話等 が不通となる可能性が考えられます。予め日本国内の家族や勤務先等と調整し ておき,万一連絡が不通となった場合,我が国外務省等への通報を要請してお きましょう。
- (4) 家族等身近な者とのルール等の確認
 - 当地において一緒に滞在している家族,同僚等身近な人たちと次の点について 予め話し合い,行動パターンなどを決めておきましょう。
 - ア 一時的な集合(避難)場所,移動手段(車の乗り合わせ等)
 - イ 連絡手段
 - ウ 必要物資の一時的な備蓄等
- 2 緊急時の行動
- (1) 情報収集
 - ア ベトナム当局の発表

ベトナムでは,緊急事態が発生した(又は発生が予想される)場合,次のメ ディアで声明が発出されることとされています。タイムリーな情報を得るため に,必ずご自身で直接情報の確認をお願いします。

- (ア)国営テレビ(VTV)
- (イ) ベトナムの声 (ラジオ)
- (ウ) ベトナム・ニュース
- (エ)人民新聞 (ニャンザン)
- イ ベトナム当局の窓口

各級人民委員会(外務局)が公式な窓口となりますが,緊急の場合は,人民公 安(警察)等へも問い合わせることをお勧めします。

- ウ 緊急事態発生時におけるラジオ放送等
- (ア)NHKワールドのラジオ国際放送(ラジオ日本)及びVOV(ベトナムの声)
 日本語放送で情報が提供されますので、両放送が受信できる6MHzから2
 1MHzの周波数帯を有する国際放送対応の携帯用ラジオの所持をお勧めします。

両放送の放送時間と周波数は以下のとおりです。

а	NHKワールド・ラジオ日本(日本語短波放送)		
	放送時間 (ベトナム時間(日本時間))	放送周波数(2019年3月現在)	
	04:00-06:00 (06:00-08:00)	11665kHz	
	09:00-12:00 (11:00-14:00)	17810kHz	
	15:00-16:00 (17:00-18:00)	17585kHz	
	16:00-22:00 (18:00-00:00)	11815kHz	
b	VOV・ベトナムの声(日本語短波放	(送)	
	放送時間(ベトナム時間(日本時間))	放送周波数(2019年3月現在)	
	05:00-05:30(07:00-07:30)(再)	9840/12020MHz	
	18:00-18:30 (20:00-20:30)	同上	

19:00-19:30 (21:00-21:30) 同上

21:00-21:30 (23:00-23:30)

※(再)は再放送

- ウェブサイト:http://vovworld.vn/ja-JP.vov
- (イ)大使館からのメール送信及びFM放送
 在留届にご登録いただいたメールアドレスに対し、情報を発信します(大規 模災害用緊急一斉通報機能(通称領事メール))。
 - また緊急事態発生時には、当館からFM放送(92.6MHz,現地時間で 09:00 及び 20:00 から)を通じて情報を発信する予定です。
- (2) 安否確認

在外公館への安否連絡

緊急事態が発生した(又は発生が予想される)地域に滞在する邦人の方におか れましては、お勤め先、邦人コミュニティ等を通じて安否に関する情報を取りま とめていただくなどして、積極的に外務省又は当館にご連絡ください。

- (3)避難・退避
 - ア 時期(国内・国外)

あらゆる手段で情報を入手していただき,状況が悪化する前に退避を決断して ください。迷った際には,安全は全てに優先することを念頭に行動してください。

- (例)緊急事態が発生していない都市への一時移動
 同伴家族の先行帰国
 通常業務を縮小し責任者以外の職員の先行帰国等
- イ 退避経路
 - (ア)ベトナムの国土は南北に長く、東側及び南側は海(南シナ海及びタイ湾), 北側及び西側は陸続き(中国国境、ラオス国境及びカンボジア国境)となって います。在ベトナム日本国大使館管内の国境ゲートは32箇所に上りますが、 現在平時において、外国人の通過が許されているのは、次の13箇所です(凡 例/QL:国道、AH:アジアハイウェイ、HCMR:ホーチミンルート、TL:県道。 下線は移動距離が比較的短いもの。)。
 - a 中国-ベトナム国境(主要5箇所)
 ①モンカイ(Mong Cai, クアンニン省) ハノイから約 306 km, 主要経路 QL31, QL4, BQL18
 ②ホアンモー(Hoanhg Mo, クアンニン省) ハノイから約 280 km, 主要経路 QL31, QL4B, QL18C
 ③<u>チーマ(Chi Ma, ランソン省)</u> ハノイから約 190 km, 主要経路: QL1A, QL4B, TL236
 ④フーギー(Huu Nghi, ランソン省) ハノイから約 195 km, 主要経路: AH1, QL1A
 ⑤ラオカイ(Lao Cai, ラオカイ省) ハノイから約 325 km, 主要経路: QL2, QL70
 b ラオスーベトナム国境(主要7箇所)
 ①タイチャン(Tay Trang, ディエンビエン省) ハノイから約 485 km, 主要経路: QL6, QL279
 ②ナメオ(Na Meo, タインホア省)

ハノイから約 470 km, 主要経路: QL6, HCMR, QL217 ③ナムカン(Nam Can, ゲアン省) ハノイから約470km, 主要経路:HCMR, QL48C, ④カウチェオ(Cau Treo, ハティン省) ハノイから約435 km, 主要経路: HCMR, QL8A ⑤チャロ(Tra Lo, クアンビン省) ハノイから約 530 km, 主要経路: HCMR, QL12A ダナンから約 440 km, 主要経路: QL1, HCMR, QL12A ⑥ラオバオ(Lao Bao, クアンチー省) ダナンから約 305 km, 経路: QL14G, HCMR, QL9 ⑦ポイ(Po Y, コントゥム省) <u>ダナンから約 245 km</u>, 主要経路: QL14B, HCMR, QL40 カンボジアーベトナム国境(主要1箇所) С ①レータイン(Le Thanh. ザーライ省) ダナンから約 415 km, 主要経路: QL14B, QL14, QL14C

- (イ) 主要な港町及び主要な水上交通は次のとおりです。
 - a 主要な港町
 - ①ハロン(Ha Long, クアンニン省), ②ハイフォン(Hai Phong, ハイフ オン市), ③クアロー(Cua Lo, ゲアン省), ④ダナン(Da Nang, ダナン 市), ⑤クイニョン(Quy Nhon, ビンディン省)
 - b 主要な水上交通
 - ホン川(ハノイータイビン)、ドゥオン川(ハノイーハイフォン)
- (ウ)国際空港が封鎖された場合には、緊急事態の発生地を避けて陸上又は水上を 移動することとなります。ハノイから陸路で国外退避する場合、数百キロの道 のりを移動しなくてはなりません。

ハノイ市からホン川及びドゥオン川の水上交通を利用して南シナ海まで出る ことが可能ですが、人員輸送のためのインフラとしては十分でないと考えられ ます。しかし、有効な陸上の移動手段がない場合は選択肢の一つとなる可能性 があります。

(6)その他

災害等に関し、地域によっては、昔ながらの防災の知恵が息づいているところも あります。例えば、洪水時、道路や住宅等が冠水することはよくある事態であるた め、身の回りの大切な物だけ携行し、水かさの増加に合わせて高いところへ移動す る(水かさの減少に伴い戻る)、小船を出して一時的に水上生活に移行する等の行 動が見られることがあります。場合によっては、上記の方法も勘案の上、過酷な状 況を一時的に乗り切ることも必要です。

Ⅳ 緊急連絡先等

携帯電話から電話する際及びハノイ市外の地域から電話する際は,ハノイ市の市外 局番「024」を頭に付けてください。

- 1 警察, 消防等
 - ア ハノイ市警察(公安) 3942-3076

	(24時間受付窓口)	3939-6100			
イ	ハノイ市交通警察	3939–6253			
ゥ	ハノイ市出入国管理局	3822-0579			
	(24時間受付窓口)	3939–6218			
Т	警察(緊急)	113			
オ	消防(緊急)	114			
カ	救急(緊急)	115			
+	ノイバイ国際空港	3884-0114(ヘッドオフィス)			
2 医療機関					
アーハノイフレンチホスピタル					

Y	ハノイフレンチホスヒタル	•	
	No.5 Phuong Mai	3577-1100	
	(日本人専用ダイヤル)	3576-0508	
		日本語スタッフ勤務	
イ	ビンメックホスピタル		
	458 Minh Khai	3974-3556(24時間対応)	
	(日本語ホットライン)	090–214–4455	
		日本語スタッフ勤務	
ゥ	ハノイファミリーメディカルプラクティス		
	298 Kim Ma	3843-0748(24時間対応)	
		日本人スタッフ勤務	
Т	ラッフルズメディカル	51 Xuan Dieu	3934-0666
	(日本語専用ダイヤル)	1900-545-506	

- (注)緊急の場合や外出先での急病の際には、救急車(115)を呼ぶことも可能ですが、先方との対応がベトナム語のみとなるほか、現場到着が遅い場合があるなど日本とは根本的な対応が相違しています。また、最寄りの受入れ可能な地元の病院へ搬送されることとも散見されます。掛かり付けの(外国人向け)病院への搬送を希望する場合には、上記などの病院に直接連絡し、救急車の手配を依頼することが大切です。
- 3 ツーリストサポートデスク(ハノイ)等
- (1) ツーリスト・サポート・デスク 094-133-6677(24時間)
- (2) ハノイ・タクシー・ホットライン (ハノイ・タクシー協会)

3771-0851, 3852-5252

4 航空会社

(1)ベトナム航空	3832–0320
-----------	-----------

- (2)日本航空 3587-6528
- (3)全日空 3926-2808
- 5 法律相談、弁護士事務所

ハノイ弁護士協会 3835-3548

- 6 在ベトナム日本国大使館
- (1)住所

27 Lieu Giai Street, Ba Dinh District, Hanoi, Vietnam

- (2) 電話番号
 - 〇代表電話 3846-3000 〇代表FAX 3846-3043 〇領事班直通電話 3846-3013
 - 〇領事班直通FAX
 - 3846-3046 ryouji32@ha.mofa.go.jp 〇領事班Eメール
 - ○緊急時・夜間・休館日 3846-3000 (緊急コールセンターに転送)
- (3) 開館時間
 - 08:30-17:15

(土日、ベトナムの祝祭日及び日本の祝祭日のうち一部は休館日)

- 7 緊急時の言葉 (ベトナム語)
 - 〇「泥棒」 アンカップ
 - 〇「助けて」 ズップトーイ
 - 〇「警察」コンアン
 - 〇「救急車」セーカップキュウ
 - 〇「火事だ」チョイゾーイ
 - 〇「病気です」オム
 - 〇「医者を呼んでくれ」ゴイ バックシー
 - 〇「警察を呼んでくれ」ゴイ コンアン
 - 〇「電話」ディエントアイ